

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	7-2
処分の種類	特定施設の改善命令又は一時停止命令			
根拠法令条例等・条項	公害の防止に関する条例第26条			
処分の概要	排水基準に適合しない排水を排出するおそれのある事業場に対し、施設の構造、使用の方法、汚水の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・公害の防止に関する条例 第26条 知事は、排水を排出する者がその汚染状態が当該特定事業場の排水口において規制基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命じ、又は期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命ずることができる。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p>			
基準の制定根拠				